

# 規制に関する政策評価の手法に関する調査研究

## 報告書

平成 16 年 7 月

規制に関する政策評価の手法に関する研究会

## はじめに

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 20 条において、「政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発」の推進を図ることとされている。また、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）において、規制に係る事前評価について、「規制改革の推進に関する累次の閣議決定の趣旨を踏まえ、政策評価に必要な情報・データの収集を進め、積極的に実施に向けて取り組む」こととされている。これらを踏まえ、総務省行政評価局においては、「平成 15 年度行政評価等プログラム」において、「行政評価局が行う政策の評価の質の更なる向上等を図るため、必要な分析手法等の調査、研究等を推進する」こと等を盛り込んでいる。

以上のことから、規制に関する政策評価の質の更なる向上等を図ることを目的とし、規制に関する政策評価に必要な情報、分析手法等の検討を行うために、平成 15 年 9 月から『規制に関する政策評価の手法に関する研究会』において、諸外国の関係制度における実態を把握・分析し、規制の政策評価手法に関する考え方の整理等を行ってきた。

この間、平成 16 年 3 月 19 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において、各府省は、平成 16 年度以降、規制影響分析（RIA）を試行的に実施することとし、評価手法が開発された時点で、行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で義務付けを図るものとされた。また、総務省行政評価局は、試行的な RIA の実施状況を把握・分析するとともに、取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供すること、調査研究等の実施を通じて、評価手法の開発の推進に努めることとされた。

このように、我が国政府全体として、規制の政策評価を進めていくことが求められている中、今般取りまとめた『規制に関する政策評価の手法に関する調査研究』報告書は、こうした状況も踏まえつつ諸外国の状況を整理したものであり、我が国において規制の政策評価に取り組む上でも参考となりうると考える。

この報告書が、総務省及び各府省において我が国の規制の政策評価手法の開発の推進を行うに際しての一助となることを切に期待する。

# 目次

第1章 調査研究の概要	1
1 調査研究の背景・目的	1
2 調査研究の内容・方法	2
3 調査研究の対象とする評価方式について	4
(1) 規制を対象とした評価方式	4
(2) 「規制制定過程内」に行われる評価方式	5
(3) 「規制制定後」に行われる評価方式	8
第2章 規制に関する政策評価制度の概要	11
1 我が国における規制に関する政策評価制度の概要	11
(1) 評価法上での位置付け	11
(2) 「規制改革・民間開放推進3か年計画」における位置付け	14
(3) 規制の新設審査	16
(4) パブリック・コメント手続	18
2 諸外国における規制に関する政策評価制度の概要	21
(1) 規制に関する政策評価制度	21
(2) 「規制制定過程内」に行われる評価制度	23
(3) 「規制制定後」に行われる評価制度	36
第3章 諸外国における規制に関する政策評価の実状	39
1 規制影響分析	39
(1) 調査研究の対象とした事例	39
(2) 規制の目的・内容	41
(3) ベースラインの設定	45
(4) 代替案との比較検討	50
(5) 費用・便益の分析	57
(6) コンサルテーション	81
(7) 規制の見直し・レビュー	86
(8) 中小企業へのインパクト	90
(9) 競争状況へのインパクト	96
2 「規制影響分析」の第三者的機関による評価	100
(1) 規制制定過程内に行われる規制影響分析の「レビュー」	100
(2) 規制制定後に行われる規制影響分析の「メタ評価」	109

3 「規制」の事後評価（プログラム評価）	115
(1) 第三者的機関によるプログラム評価	115
(2) 規制所管府省によるプログラム評価	117
4 規制に関する政策評価手法の共通性、相違性の分析	119
(1) 「規制分野」別の分析	119
(2) その他の視点による分析	122

## 第4章 まとめ 137

1 規制に関する政策評価手法（総論的事項）	137
(1) 評価の『目的』	137
(2) 評価の『タイミング』	139
(3) 評価に関する『コンサルテーション』	140
(4) 評価の『対象』	141
2 規制に関する政策評価手法（各論的事項）	143
(1) 評価項目	143
(2) 代替案との比較検討	144
(3) 費用要素・便益要素の提示	145
(4) 定量化・金銭価値化	146
(5) 必要となる情報・データ	147

## 参考資料

- 参考1 規制に関する政策評価の手法に関する研究会開催要領
- 参考2 調査研究の対象とした事例一覧
- 参考3 海外現地調査概要
- 参考4 中泉委員報告「海外現地調査を踏まえた規制影響分析手法及び経済的規制の評価に関するポイント」
- 参考5 岸本委員報告「環境・安全・健康規制における規制影響分析はどうあるべきか～化学物質規制を中心に～」

## 図表目次

図表 1 - 1	規制を対象とした主な評価方式	4
図表 1 - 2	米国 GAO によるプログラム評価の種類	10
図表 2-1-1	パブリック・コメント手続の主な流れ	18
図表 2-1-2	パブリック・コメント手続の運用実態	20
図表 2-2-1	諸外国における規制に関する政策評価制度	22
図表 2-2-2	諸外国の規制制定過程内に行われる評価制度の導入経緯	23
図表 2-2-3	諸外国の規制制定過程内に行われる評価制度の実施根拠	24
図表 2-2-4	米国における RIA 実施や質の担保を要求する個別法	27
図表 2-2-5	諸外国における RIA 実施の義務付け対象範囲	28
図表 2-2-6	米国における規制制定過程と評価	30
図表 2-2-7	英国における規制制定過程と評価	31
図表 2-2-8	カナダにおける規制制定過程と評価	32
図表 2-2-9	諸外国における RIA の実施体制	33
図表 2-2-10	諸外国における RIA に関連する評価ガイドライン等	34
図表 2-2-11	諸外国における RIA の実施状況	35
図表 2-2-12	諸外国における RIA の「メタ評価」制度の概要	36
図表 2-2-13	諸外国における第三者的機関による規制の「プログラム評価」	37
図表 2-2-14	諸外国における規制所管府省による規制の「プログラム評価」	38
図表 3-1-1	調査研究対象とした評価事例	39
図表 3-1-2	コンサルテーションの 2 種類の枠組み	81
図表 3-1-3	英国における「中小企業影響テスト」	91
図表 3-1-4	英国における「フィルター・テスト」	96
図表 3-2-1	米国 OMB が「レビュー」を行った最終規制案・RIA の数	105
図表 3-2-2	米国規制所管府省の RIA における「便益」の定量化・金銭価値化状況	106
図表 3-2-3	米国規制所管府省の RIA における「費用」の定量化・金銭価値化状況	106
図表 3-2-4	米国規制所管府省の RIA における「便益・費用」の定量化・金銭価値化状況	106
図表 3-2-5	米国「独立規制所管機関」における RIA 実施状況	107
図表 3-2-6	米国「独立規制所管機関」の RIA における「便益・費用」の定量化・金銭価値化状況	108
図表 3-2-7	米国 GAO 「メタ評価報告書」の形式	113
図表 3-2-8	英国 NAO 「メタ評価報告書」の勧告	114
図表 3-4-1	ガイドライン等で提示されている費用要素・便益要素と定量化・金銭価値化方法	124
図表 3-4-2	RIA 事例で提示されている便益要素と帰着先	125
図表 3-4-3	規制分野別の効果発生ロジックと定量化・金銭価値化方法	127
図表 3-4-4	RIA 事例で提示されている費用要素と定量化・金銭価値化方法	136
図表 4-1	諸外国における RIA の目的	138
図表 4-2	諸外国におけるレビュー機関（評価制度所管府省）の位置付け	138
図表 4-3	諸外国における RIA 実施の義務付け対象範囲	141
図表 4-4	諸外国における RIA の評価項目	143
図表 4-5	英国における代替案の提示例	144